

別表（第3条関係）

<p>補助対象者</p>	<p>市町村</p>		
<p>補助対象経費</p>	<p>(1) 補助対象経費</p>		
	<p>企業や個人が入居又は使用し、事業活動や相互に交流できる環境を備えた施設（以下「シェアオフィス等」という。）に設置する什器、備品等の購入等に要する費用。ただし、市町村が所有又は借り受ける施設に限る。</p>		
	<p>(2) 補助対象経費の詳細</p>		
	<p>什器・備品・設備等</p>	<p>シェアオフィス等の運営に必要となる什器・備品の購入及び設置に要する費用（配送料及び空間の快適性を向上させるために必要な什器・備品を含む。）</p>	
	<p>セキュリティシステム</p>	<p>監視カメラ、施錠システム等、セキュリティ実装に要する費用</p>	
	<p>バリアフリー</p>	<p>バリアフリー対応に要する費用（工事費を除く）</p>	
	<p>Wi-Fi 環境</p>	<p>Wi-Fi 環境の導入又は増強に要する費用</p>	
	<p>(3) 補助限度額</p>		
<p>2,000,000 円／箇所</p>			
<p>補助要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①耐震性が確保されていること。</p> <p>②借り受ける施設については、事業完了後、補助対象者がシェアオフィス等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結すること。</p> <p>③対象となる施設に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。</p>		
<p>補助率</p>	<p>3分の2以内</p>		

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※補助対象経費には公租公課は含まない。